

高校生等の電車通学定期券代の 一部を補助しています



定期券

町では、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を目的とし、秩父鉄道を利用して高校等へ通学している方の通学定期券代の一部を補助しています。

補助対象者 ・長瀬町に住民登録がある、高校生等の保護者
(ただし、世帯員全員の町税等に滞納がない方)
※高校等…高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、
専修学校(高等課程)に通学している生徒

補助金額 ・秩父鉄道の定期券購入区間の6か月定期券代を基準とした1か月分の額の10%(10円未満切り捨て)に、購入月数を乗じた額

補助期間 ・高校等へ入学後3年間を限度とします。
なお、事情により通学定期券を使用しなくなった場合、補助金の返還対象になりますので、担当へ連絡し、返還手続きをしてください。

申請に必要なもの ①申請書兼実績報告書 ②通学定期券の写し ③学生証の写し
④印鑑 ⑤申請者の口座番号等
※定期券を購入(更新)した場合は速やかに申請してください。
※通学定期券の写しは紛失しないよう保管しておいてください。

提出先 教育委員会(役場3階)

その他 ・申請書兼実績報告書は、町ホームページよりダウンロードするか、町内の4駅及び波久礼駅、または町教育委員会で配布しています。
・3月中までに有効期限を迎える定期券をお持ちの方は、3月18日(金)までに申請してください。
・令和4年3月から秩父鉄道各駅でICカード乗車券の利用が開始されることに伴い、ICカード定期券をご利用の際は、更新前の定期券データが上書きされてしまいますので、購入毎に定期券の写しを必ずとっておいてください。また町内で定期券を購入できる駅は「長瀬駅」のみとなりますので、ご注意ください。

問合せ 教育委員会 教育総務担当 ☎66・3111 内線305

